

縁結び応援隊実施要領

第 1 目的

結婚を希望する男女の交際・結婚を応援するため、県や市町村が実施する結婚支援事業の周知を行うボランティアを「縁結び応援隊」として募集登録し、社会全体で結婚を応援する気運を醸成する。

第 2 縁結び応援隊の役割

縁結び応援隊の役割は、次のとおりとする。

- (1) 県が実施する結婚支援事業の周知
(やまなし縁結び応援ネットワークや出会いイベント等の紹介等)
- (2) 市町村が実施する結婚支援事業の周知
(市町村結婚相談所等の紹介)

第 3 縁結び応援隊の要件

縁結び応援隊は、次の (1) 及び (2) のすべてを満たす者とする。

- (1) 県内に在住する 20 歳以上の者
- (2) 結婚相談、お見合い、出会い及び結婚の斡旋等を業としていない者

第 4 縁結び応援隊の募集及び応募

- (1) 県は、ホームページ等で縁結び応援隊の募集を行う。
- (2) 縁結び応援隊登録を希望する者は、「縁結び応援隊登録申込書」(第 1 号様式) を県に提出するものとする。
- (3) 登録を希望する場合、登録料等は要しないが、登録に関して必要な郵送料等の費用は応募者が負担する。

第 5 縁結び応援隊の登録

- (1) 県は、書類審査により登録申込みの内容を審査し、縁結び応援隊として適当であると認めたときは登録を行うこととする。
- (2) 県は、縁結び応援隊に登録したときには、登録証を交付するものとする。

第 6 縁結び応援隊登録の抹消

次に該当する場合は、縁結び応援隊登録を抹消することとし、登録証を速やかに返還するものとする。

- (1) 本人から登録を辞退する申し出があった場合
- (2) 縁結び応援隊として不適切な行為が認められた場合

第7 個人情報の適正な取扱い

縁結び応援隊は、当事業の実施に当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に取り扱わなければならない。縁結び応援隊でなくなった後においても同様とする。

第8 縁結び応援隊への研修

県は、縁結び応援隊の活動に必要な情報提供等を目的とした研修を開催する。

第9 縁結び応援隊への費用

縁結び応援隊は無報酬とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月13日から施行する。

附則

この要領は、令和4年2月21日から適用施行する。

附則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正前の第5（1）の規定により行われた登録及び改正前の第5（2）の規定より交付された登録証は、なおその効力を有するものとし、登録証中「婚活応援隊」とあるのは、「縁結び応援隊」と読み替えるものとする。